

## 指名停止業者

商号	所在地	指名停止期間	指名停止理由
東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7	令和元年7月9日から 令和元年10月8日まで (3か月)	東亜道路工業株式会社は、舗装用改質アスファルトの製造販売において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日に公正取引委員会から違反業者として公表された。 この事実は、高松市指名停止等措置要綱別表第13号に該当する。